

令和3年度 第1回
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

目次

	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	……1
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	……2
高齢者保健福祉計画の施策体系	……4
報告事項	
1 現計画の取組状況について	……5
	別紙資料1
2 第2期高知市地域福祉活動推進計画中間見直し追加版について	……別紙資料2
協議事項	
3 次期計画策定に向けた在宅介護実態調査の実施について	……17
別紙資料	
1 高齢者保健福祉計画・第8期介護保険事業計画(令和3～5年度)の取組状況	
2 第2期高知市地域福祉活動推進計画中間見直し追加版(案)	

高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期:令和2年4月1日～令和5年3月31日

	所属	役職等	委員氏名
1	国立大学法人 高知大学	教授	安田 誠史
2	一般社団法人 高知県作業療法士会	事務局長	矢野 勇介
3	一般社団法人 高知市医師会	理事	植田 一穂
4	一般社団法人 高知市歯科医師会	会長	宮川 慎太郎
5	NPO 法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
6	公益社団法人 高知県栄養士会	会長	新谷 美智
7	公益社団法人 高知県薬剤師会	高知市薬剤師会 会長	植田 隆
8	公益社団法人 高知県理学療法士協会	会長	宮本 謙三
9	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	事務局長	藤原 好幸
10	公益社団法人 認知症の人と家族の会 高知県支部	世話人	小笠原 千加子
11	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
12	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子
13	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
14	高知市居宅介護支援事業所協議会	副会長	森田 誠
15	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	公文 康俊
16	高知市老人クラブ連合会	会長	三宮 尊良
17	社会福祉法人 高知市社会福祉協議会	常務理事	村岡 晃
18	公募委員		藤田 みどり
19	公募委員		松木 孝明
20	公募委員		山崎 百合子

●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成 27 年 4 月 1 日条例第 47 号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

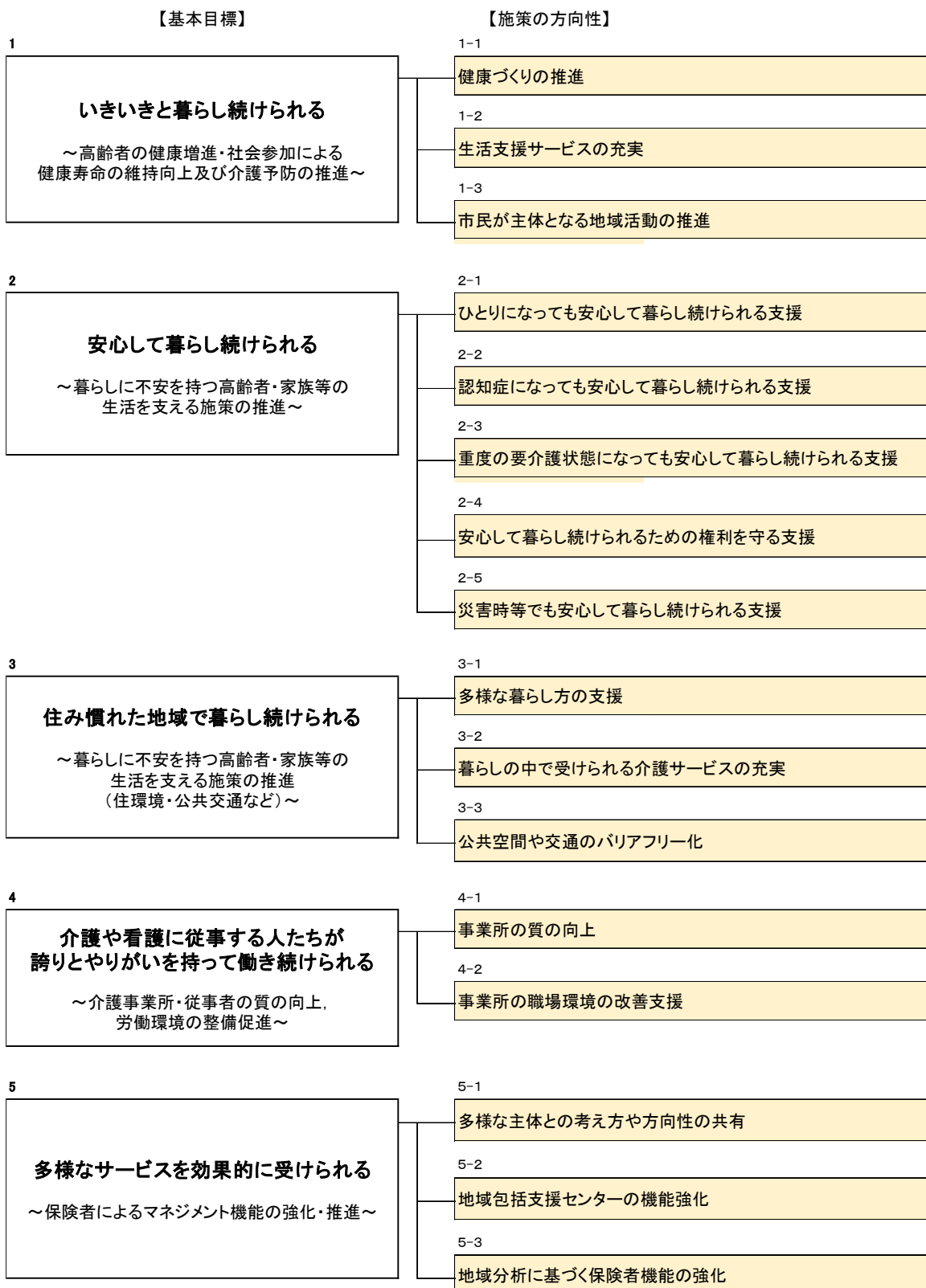
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

● 高齢者保健福祉計画の施策体系

基本理念 : 『 ちいきぐるみの支え合いづくり 』



報告事項

1 現計画の取組状況について

トピックスとして、

【施策の方向性1-1】

- ・低栄養予防の取組
- ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【施策の方向性1-2】

- ・基準緩和型サービスの実施

【第8期介護保険事業計画】

- ・施設整備

について次頁から報告しています。

現計画のその他の事業を含めた取組につきましては、別紙資料1をご覧ください。

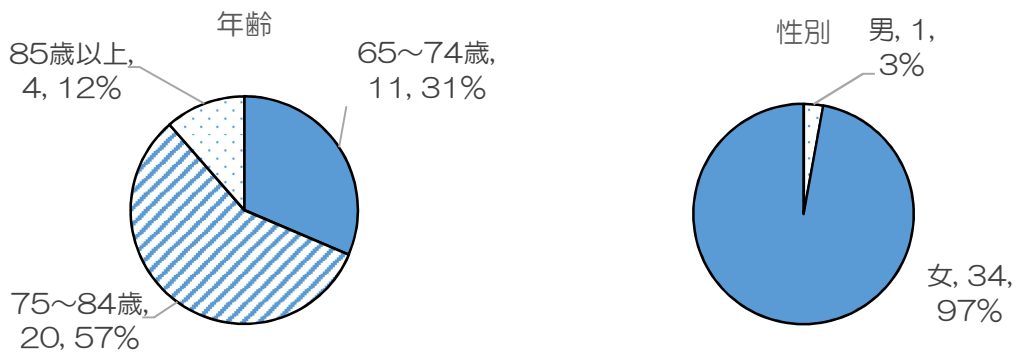
みんなで取り組む栄養改善（低栄養予防）の取組
～10食品群／食事様式チェックシートチャレンジ～

<はじめに>

高齢期になると食事が単調になりがちで「低栄養」の方が増えていると言われている。高知市でも地域ケア会議や訪問型サービスC事業の対象者の中に、低栄養の課題がみられる。

そこで、住民自らが低栄養にならない食習慣を実践できるようになり、いつまでも元気な体を保ち、地域でいきいきとした生活が送れることを目的に、先進地の取組を参考に、10食品群チェックシートを活用した取組を令和2年度、モデル事業として実施した。

<モデル事業の対象と方法>



市内2か所のいきいき百歳体操会場の参加者を対象に、元気に過ごすための高齢期の食習慣についての講義、10食品群チェックシートの取組方法を説明し、栄養士が初回、1週間後、1か月後、3か月後の4回介入し、3か月間チェックシートの取組を継続できるよう支援した。前後での変化を確認するため、食習慣に関するアンケート調査と、多様性得点を確認した。

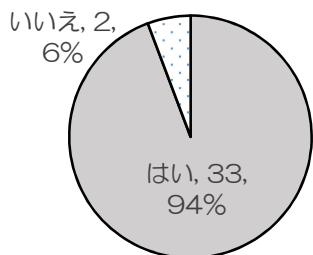
◆10食品群チェックシートの取組

		洋食グループ			雑穀	日本食グループ			植物食品グループ			合計 ○の数 たします。
10 食品 群		肉類	卵 (鶏卵類)	油脂類	牛乳・ 乳製品	魚介類	大豆・ 大豆製品 (みそ・しょうゆ類)	緑黄色 野菜	果物	海藻類	芋類	
		食品の例		牛肉、豚肉、 鶏肉、ハム 等の加工品	鶏卵、うずら 卵など	油、バター、 マヨネーズ など	牛乳、チーズ、 ヨーグルト など	魚、えび、かに、 貝類、干物、油 揚げ食品など	豆腐、納豆、 油揚げ、豆乳 など	ほうれん草、 にんじん、 ブロッコリーなど	りんご、みかん、 バナナ、ぶどう など	
1日目	／											
2日目	／											
3日目	／											

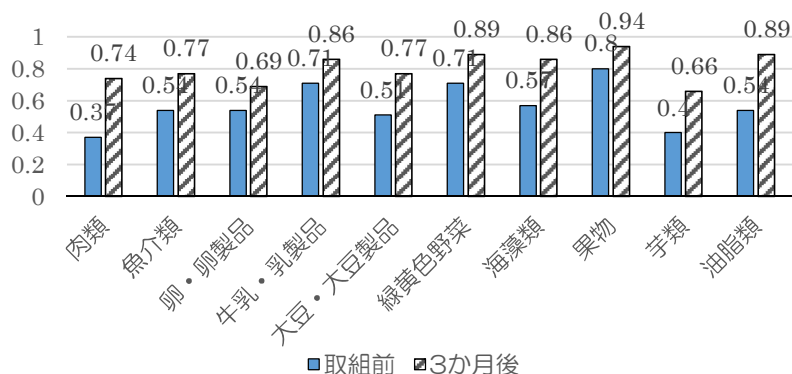
10種類の食品群①肉類②卵③油脂類④牛乳・乳製品⑤魚介類⑥大豆・大豆製品⑦緑黄色野菜⑧果物⑨海藻類⑩芋類について、食べたものに毎日〇を付け、毎日何種類の食品群を食べているのか日頃の食習慣を確認し、〇のっていない（不足している）食品をできるだけ食べるように心がけるもの。

<結果>

たくさんの食品を摂るように
心がけるようになった



食品群別多様性得点

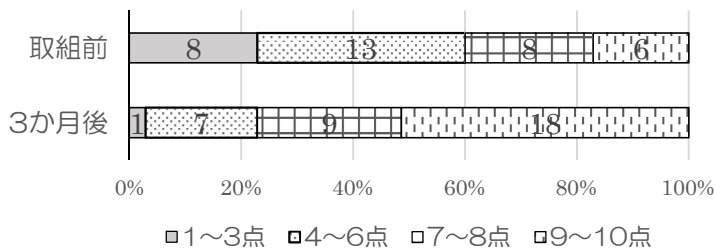


たくさんの食品をとるように心がけ
ようになった人が35人中33人（94%）と多くの方の食習慣が改善した。

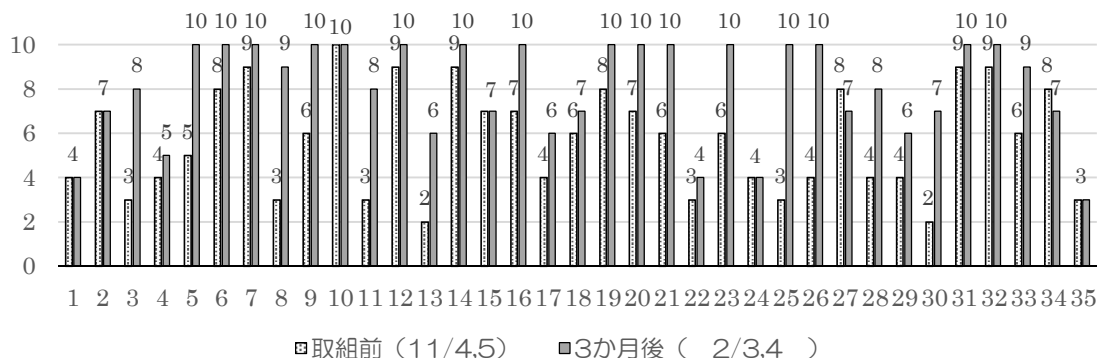
また、各食品群ともに摂取する人が増えている。特に、肉類、油脂類の上昇率が高い。

そして、ほとんど毎日食べる食品群の数（多様性得点）を前後で比較すると、介入前の平均が5.7食品群、介入後の平均が8.1と大幅に改善し、27人（77%）の人の多様性得点が増えている。老化現象が進みやすいと言われる3点以下の人が8人から1人と大幅に減り、安心と言われる9点以上の人が6人から18人と大幅に増え、栄養改善の効果が表れている。

ほとんど毎日食べる食品群の数



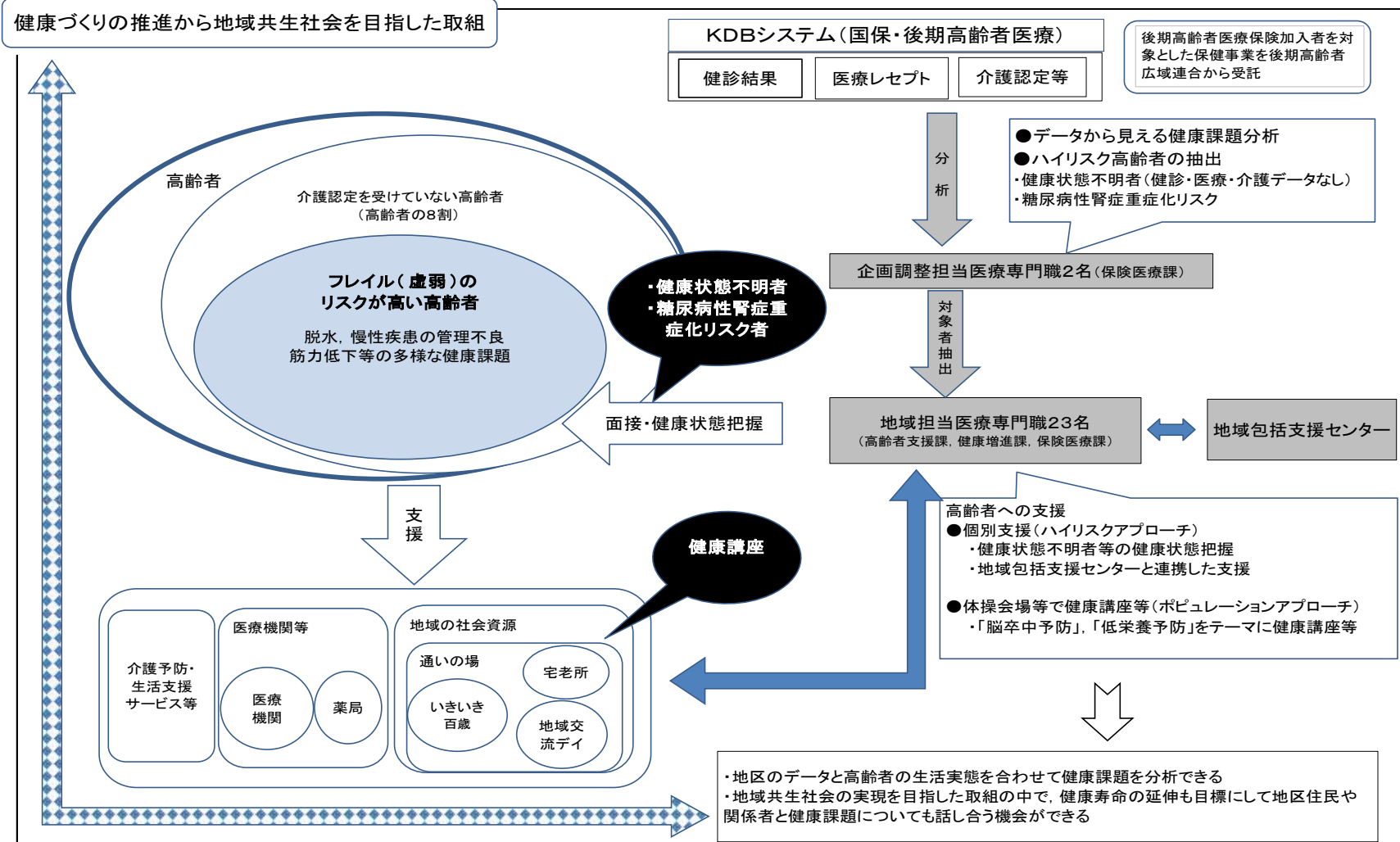
ほとんど毎日食べる食品群の数（多様性得点）



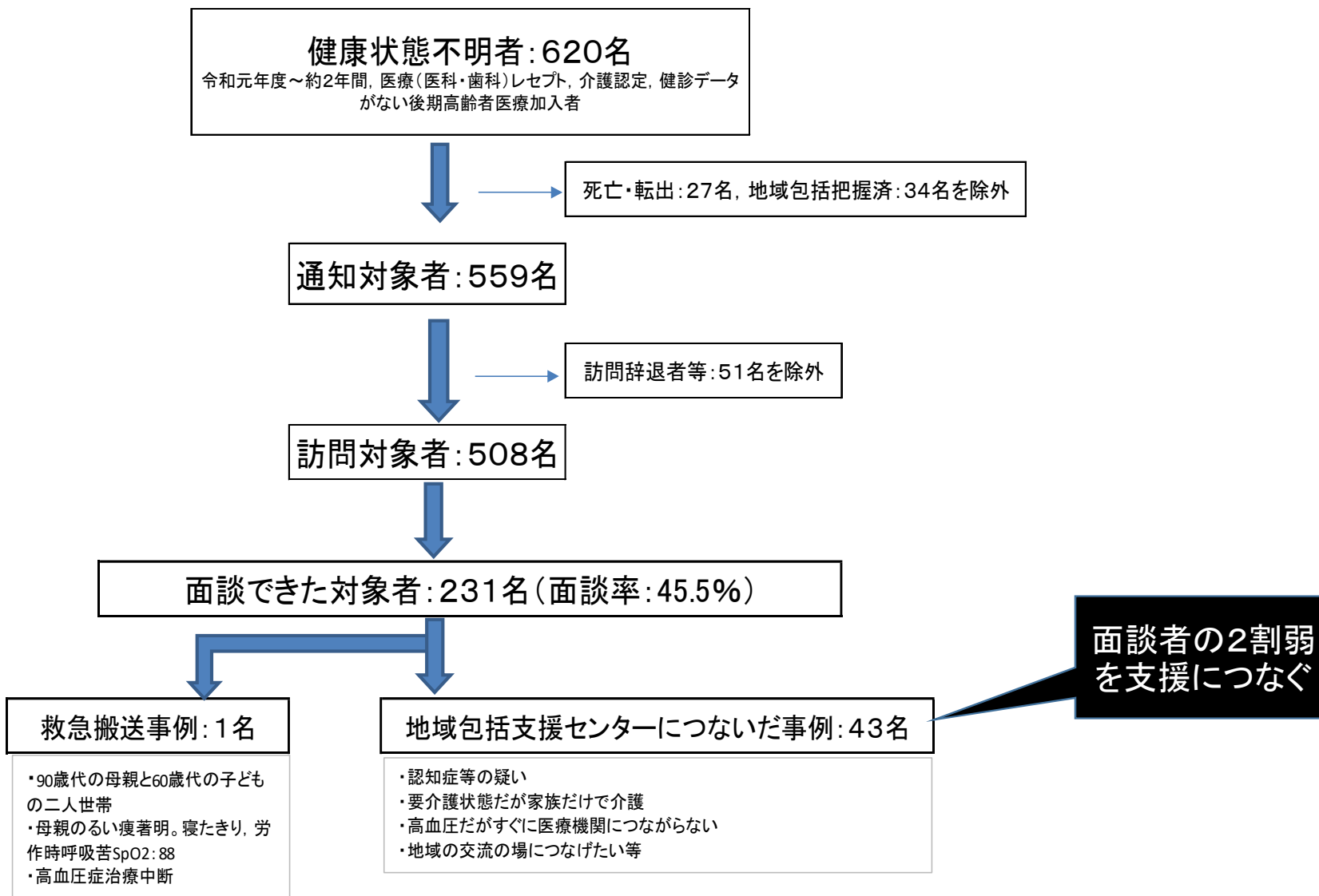
<令和3年度の取組状況>

令和3年度は、12か所のいきいき百歳体操会場で3か月間の栄養改善（低栄養予防）の取組を実施するとともに、あらゆる機会を活用した普及啓発に取り組んでいる。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施

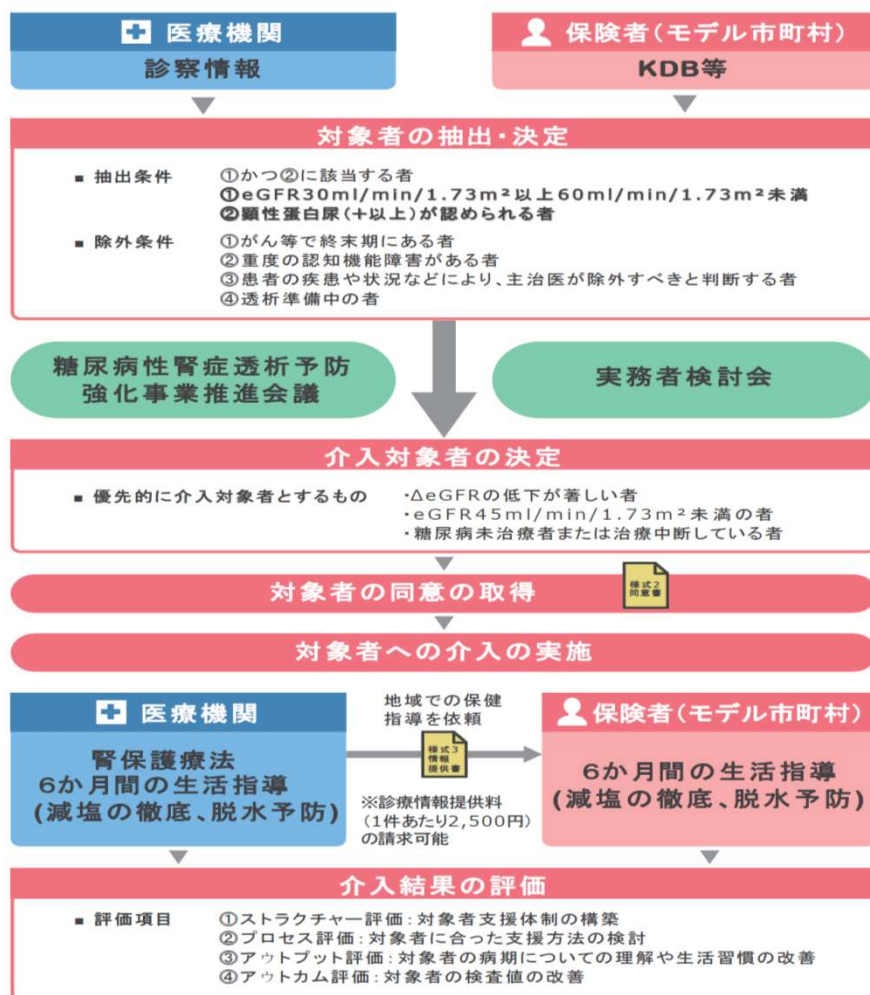


1 健康状態不明者の把握状況 (R4年1月時点)



2 糖尿病性腎症透析予防強化事業

業務全体のフロー図



高知県糖尿病性腎症透析予防強化事業プログラム抜粋

- 令和2年度～実施
- 高知市の対象者: 国保・**後期高齢者医療保険加入者**

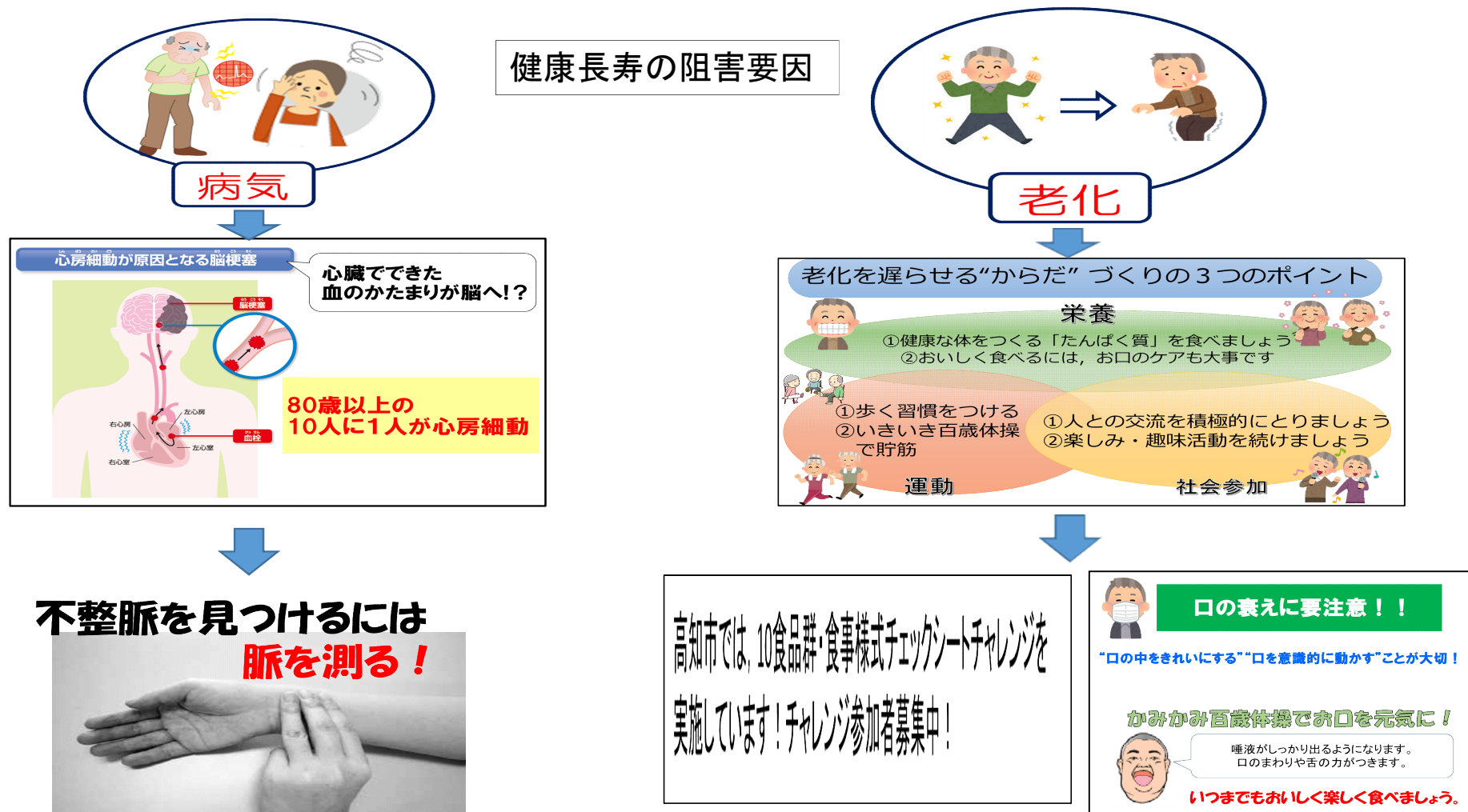
↓

一体的実施のハイリスクアプローチの一つとして実施

- 令和3年度実績
 - 2か所のモデル病院と連携
 - 指導対象者: 9人(うち後期は5人)
- 保険者(高知市)の指導ポイント
 - ・医療機関との連携を重要視(初回介入時は必ず医療機関の指導に同席, その後は状況に応じて同席)
 - ・電話や訪問等で, 医療機関での指導内容の理解度や実施状況の確認
 - ・データが改善しているときは, 取組成果を一緒に確認
 - ・悪化しているときは, 対象者本人の気持ちに寄り添い, 指導内容以上に頑張りすぎないかフォロー
 - ・1クール(6か月間)終了後も, 本人, 医療機関に確認し, 支援を継続

3 健康講座の概要

テーマ：健康長寿の秘訣



4 健康講座・相談の実施状況 (R4年1月時点)

圏域	通いの場所数	目標実施場所数	実施場所		健康教育	健康相談
			実数	延数	参加延人数	参加延人数
下知・五台山・高須	38	12	0	0	0	0
大津・介良	30	9	5	11	183	2
三里	23	7	3	3	39	5
初月・鏡	20	6	4	6	63	0
朝倉	31	10	2	2	46	6
旭街	37	12	3	3	68	6
鴨田	30	9	1	2	161	0
潮江	39	12	2	4	46	1
長浜・御畳瀬・浦戸	34	11	2	3	45	2
春野	28	9	4	8	33	73
秦・土佐山	21	7	3	5	57	6
布師田・一宮	23	7	2	4	38	0
南街・北街・江ノ口	29	9	4	11	229	1
上街・高知街・小高坂	20	6	0	0	0	0
計	403	126	35	62	1008	102

コロナの影響で、目標の3割弱
の実施場所にとどまった

基準緩和型サービスの実施について

介護予防・日常生活支援総合事業において、高齢者の介護予防と社会参加の促進を目的として、以下の新たなサービス類型を創設しました。

1 通所型サービスA事業

- ・買い物に不便を抱える高齢者を対象とし、買い物をしながら体力の維持向上を図ることを目的に、2事業所がサービス提供を開始。
- ・事業内容はスーパーの一角を事業所と位置づけ、利用者の送迎を行い、会場にてバイタルチェック、講話等を行い、買い物をした後に帰宅するもの。(ショッピングリハ)

名称	買いもってリハ IMC・クラージュ	買いもってリハアルコ・ベルティス
場所	高知市稲荷町 90-1	高知市前里 324
対象地域	潮江エリア, 他要相談	秦エリア, 他要相談
定員	10 名	15 名
時間 (送迎除く)	10:30~11:25 14:00~14:55	10:00~11:00 14:15~15:15
利用料	1 割負担の場合 1 か月あたり 要支援 1・事業対象者 1,337 円 要支援 2 2,742 円	

2 通所型サービスB事業

- ・住民主体の通いの場への補助事業。
- ・1月8日より、旭地区で、NPO法人アテラーノ旭が実施主体として第2層協議体「旭やるかい」が企画・運営を行う「ふらっと旭」が活動を開始。

要件	週3日以上開催し、一回の開催時間が4時間以上の住民等主体の集い。 開所時には常時1名以上のスタッフ（ボランティア活動者）が常駐。 実施主体は2名以上から成る住民主体の組織。
内容	社会交流、介護予防（運動、口腔、認知、栄養）に資する活動。
対象者	高齢者を主たる対象とし、活動内容によっては、障害者や児童・学生、その他一般市民が参加する場合も想定されます。
運営補助	開設準備費：300,000円以内。 (例：手すりの設置、トイレの洋式便器への変更、エアコン設置、物品購入等) 運営維持経費：食事提供をした補助対象利用者1名につき6,680円/月 (食事提供なしの場合は利用者1名につき3,340円/月) 補助対象利用者：要支援認定者及び事業対象者 管理業務等に従事し、下記活動ポイントを受けないスタッフの人件費は運営維持経費として補助対象となります。
活動者へのポイント付与	活動者に対し、こうち笑顔マイレージ制度(地域ささえあい活動 令和3年新設)にて、一日あたり4時間以上の活動に対し、5ポイント(500円)を付与。2時間以上4時間未満の活動に対し、2ポイント(200円)を付与。 訪問型事業との合算で、年間40,000円を上限とする。

3 訪問型サービスB事業

- ・一宮地区及び江ノ口東地区で実施に向けて検討中。

要件	実施主体は2名以上から成る住民主体の組織。
内容	身体介護を伴わない、概ね30分以内程度で完結する生活支援活動。
対象者	高齢者を主たる対象とし、その他生活上の困りごとを有する市民を対象とする。
運営補助	開設準備補助：100,000円以内。対象経費は通所型と同様。 運営補助金：補助対象利用者1名につき1,000円/月 補助対象利用者：要支援認定者及び事業対象者 管理業務等に従事し、下記活動ポイントを受けないスタッフの人件費は運営維持経費として補助対象となります。
活動者へのポイント付与	活動者に対し、こうち笑顔マイレージ制度にて一回あたり2ポイント（200円）を付与。通所型事業との合算で、年間40,000円を上限とする。

4 その他

- ・A型事業、B型事業の利用にあたっては、ケアプランでの位置づけが必要です。
- ・通所B型事業については、現在複数の地区から相談がある状況で、令和4年4月以降に実施箇所数が増えることが想定されます。

第8期介護保険事業計画

施設整備 年度別整備計画及び整備量確保状況一覧（R3.12月末時点）

年度	ブロック	ブロック別計画数								
		認知症対応型通所介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	夜間対応型訪問介護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	認知症対応型共同生活介護	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特定施設入居者生活介護
令和3年度	東部	1	★1	—	—	—	—	—	—	☆最大 160床
	西部			—	☆1	—	☆1	—	—	
	南部			—	—	—	☆1	—	—	
	北部			—	—	—	—	—	—	
令和4年度	東部			—	—	—	—	—	—	
	西部			—	—	—	1	—	—	
	南部			—	—	—	—	—	—	
	北部			—	—	—	1	—	—	
令和5年度	東部			—	—	—	—	—	—	
	西部			—	—	—	—	—	—	
	南部			—	—	—	—	—	—	
	北部			—	—	—	—	—	—	

☆ 令和3年度の事業者募集にて整備量が確保できたもの

★ 令和3年度の事業者募集前までに、一般的な指定により整備量が確保されたもの

1 令和3年度の整備量確保状況

地域密着型サービス事業者の募集にて、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護については計画整備量（R3年度）を確保した。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は計画上1事業所整備する予定だったが、R3年度初めに、募集によらない一般的な指定により新たに3事業所整備されたことで計画整備量は確保されたため、新たな募集は行わないこととなった。

認知症対応型通所介護は計画どおり1事業所募集したが応募が無く、計画整備量を確保できていない。

特定施設入居者生活介護については、計画どおり新設60床・既存の有料老人ホーム等からの転換100床（合計160床）を募集し、新設60床、転換98床（合計158床）の整備量を確保した。

2 今後の整備について

R3年度の募集で応募がなかった認知症対応型通所介護については、募集によらない一般的な指定によりR4年3月に1事業所整備される見込みであり、その場合は計画整備量が確保されるため、新たな募集は行わない。

特定施設入居者生活介護については、R3年度の募集により、新設と転換の合計160床の整備計画に対し合計158床の整備量を確保できたため、新たな募集は行わない。

認知症対応型共同生活介護については、整備計画のとおり、R4年度に西部1事業者、北部1事業者を募集する。

2 第2期高知市地域福祉活動推進計画 中間見直し追加版について

高齢者保健福祉計画などの福祉分野の関連計画の上位計画である、高知市地域福祉活動推進計画について、中間年にあたる令和3年度に、計画策定後の社会情勢の変化などを踏まえ、中間見直しを実施していますので、報告します。

詳細は、別紙資料2をご覧ください

協議事項

3 次期計画策定に向けた在宅介護実態調査の実施について

第9期計画の策定に向けて、第8期計画策定時と同様に在宅介護実態調査を実施します。

在宅介護実態調査について、次頁以降の概要、調査票案に基づき、実施してよろしいでしょうか。

第9期計画策定に向けた在宅介護実態調査の実施について

1 概要

(1) 目的・効果等

第9期介護保険事業計画策定に向け、「高齢者等の適切な在宅生活の継続」と「家族等介護者の就労継続」の観点から、サービスの在り方を検討するため、第7期・第8期計画策定時と同様に在宅介護実態調査を実施する。

早期に取り掛かることにより、必要とされるサンプル数（600）と十分な考察期間を確保できることから、調査結果を踏まえた第9期計画の策定が可能となる。

(2) 調査対象

高知市在住で、在宅で要介護認定（要支援含む）の更新時期である方

(3) 調査方法

認定調査員による聞き取り調査

(4) 目標調査数

600人

(5) 調査期間

令和4年7月～令和4年12月（目標調査数に満たない場合は延長予定）

(6) 調査内容

別紙調査票（案）のとおり（前回調査と同じ内容）

2 参考：前回（第8期計画策定時）の調査について

目的、調査対象、調査方法、調査内容は今回と同様。

(1) 調査期間

令和元年7月22日（月）～令和元年12月27日（木）

(2) 回答者

646人

高知市 在宅介護実態調査 調査票(案)

被保険者番号(※必須)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

【A票の聞き取りを行った相手の方は、どなたですか】(複数選択可)

1. 調査対象者本人
2. 主な介護者となっている家族・親族
3. 主な介護者以外の家族・親族
4. 調査対象者のケアマネジャー
5. その他

A票

認定調査員が、概況調査等と並行して記載する項目

問1 【全員】世帯類型について、ご回答ください(1つを選択)

1. 単身世帯
2. 夫婦のみ世帯
3. その他

問2 【全員】ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか
(同居していない子どもや親族等からの介護を含む)(1つを選択)

1. ない →問8へ
2. 家族・親族の介護はあるが、週に1日よりも少ない
3. 週に1～2日ある
4. 週に3～4日ある
5. ほぼ毎日ある

問3 【問2で2～5を選択された方のみ】主な介護者の方は、どなたですか(1つを選択)

1. 配偶者
2. 子
3. 子の配偶者
4. 孫
5. 兄弟・姉妹
6. その他

問4 【問2で2～5を選択された方のみ】主な介護者の方の性別について、ご回答ください
(1つを選択)

1. 男性
2. 女性

問5 【問2で2～5を選択された方のみ】主な介護者の方の年齢について、ご回答ください
(1つを選択)

1. 20歳未満
2. 20代
3. 30代
4. 40代
5. 50代
6. 60代
7. 70代
8. 80歳以上
9. わからない

問6 【問2で2～5を選択された方のみ】現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください(複数選択可)

〔身体介護〕

1. 日中の排泄
2. 夜間の排泄
3. 食事の介助(食べる時)
4. 入浴・洗身
5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)
6. 衣服の着脱
7. 屋内の移乗・移動
8. 外出の付き添い, 送迎等
9. 服薬
10. 認知症状への対応
11. 医療面での対応(経管栄養, ストーマ等)

〔生活援助〕

12. 食事の準備(調理等)
13. その他の家事(掃除, 洗濯, 買い物等)
14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き

〔その他〕

15. その他
16. わからない

問7 【問2で2～5を選択された方のみ】ご家族やご親族の中で、ご本人(認定調査対象者)の介護を主な理由として、過去1年の間に仕事を辞めた方はいますか(現在働いているかどうかや、現在の勤務形態は問いません)(複数選択可)

※ 自営業や農林水産業のお仕事を辞めた方を含みます。

1. 主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)
2. 主な介護者以外の家族・親族が仕事を辞めた(転職除く)
3. 主な介護者が転職した
4. 主な介護者以外の家族・親族が転職した
5. 介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない
6. わからない

問8 【全員】現在、利用している、「介護保険サービス以外」の支援・サービスについて、ご回答ください(複数選択可) ※総合事業に基づく支援・サービスは、「介護保険サービス」に含めます。

1. 配食
2. 調理
3. 掃除・洗濯
4. 買い物(宅配は含まない)
5. ゴミ出し
6. 外出同行(通院, 買い物など)
7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等)
8. 見守り, 声かけ
9. サロンなどの定期的な通いの場
10. その他
11. 利用していない

問9 【全員】今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス(現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む)について、ご回答ください(複数選択可)

※介護保険サービス, 介護保険以外の支援・サービスともに含みます。

1. 配食
2. 調理
3. 掃除・洗濯
4. 買い物(宅配は含まない)
5. ゴミ出し
6. 外出同行(通院, 買い物など)
7. 移送サービス(介護・福祉タクシー等)
8. 見守り, 声かけ
9. サロンなどの定期的な通いの場
10. その他
11. 特になし

問10【全員】現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください(1つを選択)
※「施設等」とは、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、特定施設(有料老人ホーム等)、グループホーム、地域密着型特定施設、地域密着型特別養護老人ホームを指します。

1. 入所・入居は検討していない
2. 入所・入居を検討している
3. すでに入所・入居申し込みをしている

問11【全員】ご本人(認定調査対象者)が、現在抱えている傷病について、ご回答ください
(複数選択可)

1. 脳血管疾患(脳卒中)
2. 心疾患(心臓病)
3. 悪性新生物(がん)
4. 呼吸器疾患
5. 腎疾患(透析)
6. 筋骨格系疾患(骨粗しょう症、脊柱管狭窄症等)
7. 膠原病(関節リウマチ含む)
8. 変形性関節疾患
9. 認知症
10. パーキンソン病
11. 難病(パーキンソン病を除く)
12. 糖尿病
13. 眼科・耳鼻科疾患(視覚・聴覚障害を伴うもの)
14. その他
15. なし
16. わからない

問12【全員】ご本人(認定調査対象者)は、現在、訪問診療を利用していますか(1つを選択)
※訪問歯科診療や居宅療養管理指導等は含みません。

1. 利用している
2. 利用していない

問13【全員】現在、住宅改修、福祉用具貸与・購入以外の介護保険サービスを利用していますか
(1つを選択)

1. 利用している
2. 利用していない

問14【問13で2を選択された方のみ】介護保険サービスを利用していない理由は何ですか
(複数選択可)

1. 現状では、サービスを利用するほどの状態ではない
2. 本人にサービス利用の希望がない
3. 家族が介護をするため必要ない
4. 以前、利用していたサービスに不満があった
5. 利用料を支払うのが難しい
6. 利用したいサービスが利用できない、身近にない
7. 住宅改修、福祉用具貸与・購入のみを利用するため
8. サービスを受けたいが手続きや利用方法が分からない
9. その他

問15【全員】問15 過去1年間に歯科医院を受診しましたか(訪問歯科診療含む)(1つを選択)

1. 受診した
2. 受診していない

問16【全員】将来、ご本人(認定調査対象者)は、寝たきりになった場合(もしくは今後)、どこで生活したい
ですか(複数回答可)

1. 家族に介護してもらいながら、できる限り在宅で暮らしたい
2. 介護サービスを利用しながら、できる限り在宅で暮らしたい
3. 家族の介護と介護サービスの利用を組み合わせ、できる限り在宅で暮らしたい
4. 特別養護老人ホームなどの福祉施設に入りたい
5. 有料老人ホームやケアハウスなど、高齢者向けのケア付き住宅に入りたい
6. 病院に入院したい
7. その他の場所(具体的に:)
8. 分からない

主な介護者様、もしくはご本人様がお回答・ご記入 (該当する番号に○)をお願い致します。

被保険者番号(※必須)

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

問1 **【全員】**主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください(1つを選択)
※「パートタイム」とは、「1週間の所定労働時間が、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比べて短い方」が該当します。いわゆる「アルバイト」、「嘱託」、「契約社員」等の方を含みます。自営業・フリーランス等の場合も、就労時間・日数等から「フルタイム」、「パートタイム」のいずれかを選択してください。

1. フルタイムで働いている →問2へ
2. パートタイムで働いている →問2へ
3. 働いていない →問5へ
4. 主な介護者に確認しないと、わからない →問5へ

問2 **【問1で1, 2を選択された方のみ】**主な介護者の方は、介護をするにあたって、何か働き方についての調整等を行っていますか(複数選択可)

1. 特に行っていない
2. 介護のために、「労働時間を調整(残業免除, 短時間勤務, 遅出・早帰・中抜け等)」しながら、働いている
3. 介護のために、「休暇(年休や介護休暇等)」を取りながら、働いている
4. 介護のために、「在宅勤務」を利用しながら、働いている
5. 介護のために、2~4以外の調整をしながら、働いている
6. 主な介護者に確認しないと、わからない

問3 **【問1で1, 2を選択された方のみ】**主な介護者の方は、勤め先からどのような支援があれば、仕事と介護の両立に効果があると思いますか(3つまで選択可)

1. 自営業・フリーランス等のため、勤め先はない
2. 介護休業・介護休暇等の制度の充実
3. 制度を利用しやすい職場づくり
4. 労働時間の柔軟な選択(フレックスタイム制など)
5. 働く場所の多様化(在宅勤務・テレワークなど)
6. 仕事と介護の両立に関する情報の提供
7. 介護に関する相談窓口・相談担当者の設置
8. 介護をしている従業員への経済的な支援
9. その他
10. 特になし
11. 主な介護者に確認しないと、わからない

問4 **【問1で1, 2を選択された方のみ】**主な介護者の方は、今後も働きながら介護を続けていけそうですか(1つを選択)

1. 問題なく、続けていける
2. 問題はあるが、何とか続けていける
3. 続けていくのは、やや難しい
4. 続けていくのは、かなり難しい
5. 主な介護者に確認しないと、わからない

問5 **【全員】**現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください(現状で行っているか否かは問いません)(3つまで選択可)

〔身体介護〕

1. 日中の排泄
2. 夜間の排泄
3. 食事の介助(食べる時)
4. 入浴・洗身
5. 身だしなみ(洗顔・歯磨き等)
6. 衣服の着脱
7. 屋内の移乗・移動
8. 外出の付き添い, 送迎等
9. 服薬
10. 認知症状への対応
11. 医療面での対応(経管栄養, ストーマ等)

〔生活援助〕

12. 食事の準備(調理等)
13. その他の家事(掃除, 洗濯, 買い物等)
14. 金銭管理や生活面に必要な諸手続き

〔その他〕

15. その他
16. 不安に感じていることは、特になし
17. 主な介護者に確認しないと、わからない

アンケートは以上です。
ご協力ありがとうございました。